

27中建第 4523 号
平成27年12月16日

(株) 柳田産業

代表取締役
柳田 栄喜 様

福島県知事 内堀 雅雄



一般 建設業の許可について (通知)

平成 27 年 1 月 25 日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	福島県知事 許可(般-27) 第 18655 号
許可の有効期間	平成 28 年 2 月 13 日から平成 33 年 2 月 12 日まで
建設業の種類	

土木工事業
とび・土工工事業
管工事業
鋼構造物工事業
ほ装工事業

大工工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 33 年 1 月 13 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)